ベンチ及び上屋の占用許可基準

（平成２５年４月１日制定）

**I ベンチの道路占用許可について**

１ ベンチ占用許可の基本方針

ベンチは、バス停留所、タクシー乗場その他の公共交通機関の待合施設（以下「バス停留所等」という。）、高齢者等の交通弱者が多数利用する施設の周辺、ショッピングモール、コミュニティー道路、遊歩道、道の駅、サービスエリアなどに設置する場合など道路の歩行者等の利用形態から判断し、地域の実情に応じ、公益上設置することが妥当な場合は許可するものとする。

２ ベンチの設置場所

電柱等の他の占用物件、植樹帯の所在など具体的な道路状況を勘案し、以下の道路管理上支障のない場所とすること。

(1) 道路の法敷

(2) ベンチを設置した後、歩道（自転車歩行者道及び自転車歩行者専用道路を含む。以下同じ。）の幅員から路上施設及び占用物件の幅員を減じた幅員（以下「有効幅員」という。）が原則として２ｍ以上（自転車歩行者道又は自転車歩行者専用道路にあっては、３ｍ以上）確保できる歩道。ただし、地域の実情により、未改築の道路について、２ｍ未満（自転車歩行者道又は自転車歩行者専用道路にあっては３ｍ未満）の数値を定める場合には、原則としてその数値の幅員を確保できる歩道

(3) 道の駅、サービスエリア、パーキングエリア、自動車駐車場にベンチを設置する場合には、自動車の駐車の用に供されている以外の部分

(4) その他、道路の利用状況を勘案し、道路管理上支障のない場所

３ ベンチの構造等

ベンチは、原則として固定式とするなど容易に移動することができないものとし、十分な安全性及び耐久性を具備したものであること。また、その構造及び色彩は周囲の環境と調和するものであること。

４ ベンチの占用主体及び管理

(1) 占用主体は、路線バス事業者、タクシー事業者の団体、地方公共団体、自治会、商店会その他これらに準ずるものであって、適確な管理能力を有すると認められるものとすること。

(2) ベンチ設置に付随するゴミ箱は、原則として認めないこと。ただし、固定式で歩行者等の交通の支障にならず、かつ、公衆の利便に著しく寄与する場合で、ゴミ箱の管理が万全に行われるものであれば認めても差し支えない。

(3) ベンチの管理（ゴミ箱を設置する場合は、その管理を含む。）については、占用者からあらかじめ管理規定等を徴し、その管理に万全を期するよう指導すること。

**Ⅱ 上屋の道路占用許可について**

１ 上屋占用許可の基本方針

上屋は、バス停留所等に設置される場合、ベンチに付随して設置される場合等道路の歩行者等の利用形態から判断し、地域の実情に応じ、公益上設置することが妥当な場合は許可するものとする。また、一般に、壁面には風雨を遮ること等によりバス利用者等の待合い時における快適性の向上に資する効用が認められるなど、待合施設としての多様な機能が期待されるもの考えられることから、壁面を有する上屋の許可も可能であるものとする。

２ 上屋の設置場所

電柱等の他の占用物件、植樹帯の所在など具体的な道路状況を勘案し、以下の道路管理上支障のない場所とすること。

(1) 道路の法敷

(2) 歩道の有効幅員が、原則として２ｍ以上（自転車歩行者道にあっては、３ｍ以上、自転車歩行者専用道路にあっては、４ｍ以上）確保できる歩道（ただし、歩行者の交通量が多い場所にあっては、３.５ｍ以上（自転車歩行者道にあっては、４ｍ以上）確保できる歩道）

(3) 道の駅、サービスエリア、パーキングエリア、自動車駐車場に上屋を設置する場合には、自動車の駐車の用に供されている以外の部分

(4) 設置する上屋が壁面を有する場合、交差点の附近、沿道からの出入りがある場所等、運転者の視界を妨げることのない場所

(5) 近傍に視覚障害者誘導用ブロック（当該上屋へ誘導するために設置されたものを除く。）が設置されている場合には、視覚障害者の上屋への衝突等を防止する観点から、当該ブロックとの間に十分な間隔を確保できる場所

(6) その他、道路の利用状況を勘案し、道路管理上支障のない場所

３ 上屋の構造等

(1) 上屋は、歩行者等の交通の支障とならない規模及び構造であること。

(2) 上屋の幅は、原則として２ｍ以下とすること。ただし、５ｍ以上の幅員を有する歩道及び駅前広場等の島式乗降場については、この限りでない。

(3) 上屋の高さは、原則として路面から２.５ｍ以上とすること。

(4) 上屋の構造及び色彩は周囲の環境と調和するものであり、信号機、道路標識等の効用を妨げないものとすること。

(5) 設置する上屋が壁面を有する場合には、道路管理上支障のないものに限ることとし、かつ、次の各号に掲げるところによること。

一 壁面の幅及び高さは、上屋の幅及び高さを超えないものであること。

二 壁面の面数は、三面以内であること。

三 壁面の材質は、透明なものであること。

四 上屋が設置される道路の状況を勘案し、必要に応じて上屋内に照明設備を設けること。

(6) 上屋には、装飾のための電気設備を設置しないこと。

(7) 上屋には、別に定める場合を除き、広告物等の添加又は塗装をしないこと。

４ 上屋の占用主体及び管理

(1) 占用主体は、路線バス事業者、タクシー事業者の団体、地方公共団体、自治会、商店会その他これらに準ずるものであって、適確な管理能力を有すると認められるものとすること。

(2) 上屋設置に付随するゴミ箱は、原則として認めないこと。ただし、固定式で歩行者等の交通の支障にならず、かつ、公衆の利便に著しく寄与する場合で、ゴミ箱の管理が万全に行われるものであれば認めても差し支えない。

(3) 上屋の管理（ゴミ箱を設置する場合は、その管理を含む。）については、占用者からあらかじめ管理規定等を徴し、その管理に万全を期するよう指導すること。特に、上屋が壁面を有する構造である場合には、壁面へのはり紙及び落書き、路面の塵芥の除去等について、道路の美観を確保する観点から、管理規定等の内容が十分なものであることを確認すること。

５ 占用許可条件

占用許可に当たっては、占用の許可を行うに際しての一般的な条件のほか、占用物件を常時良好に維持管理するべき旨の条件を附すること。

**Ⅲ その他**

１ ベンチ及び上屋は、道路法第32条第１項第１号物件として許可すること。

２　既設の占用物件で、本基準に基づく取扱いにより難い場合には、当面の間、従前の取扱いによることもやむを得ないものとする。

３ ２以外の場合は、既に占用を許可したベンチ又は上屋で、本基準に適合しないものについては、占用許可の更新時、修繕時等の機会を利用して逐次本基準に適合するよう指導すること。

４ ベンチ、ゴミ箱等が、上屋の目的に付随する物件と認められ、かつ、その構造が上屋と構造上一体不可分であって一般的な方法では分離できない構造であると認められる場合には、これらを上屋と併せて一の占用物件として取り扱うことができる。

５ 既設の占用物件である上屋に壁面を設置する場合には、道路法第32条第３項の規定により取り扱うこと。

６ 「バス停留所の上屋の道路占用許可の取扱いについて」（昭和52年12月27日付け建設省道政発第72号建設省道路局長通達）による運用は廃止する。